

赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス感染症）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン
「生活困窮者への緊急支援活動助成事業」 応募要領

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活福祉資金のコロナ特例貸付の償還が令和5年度から開始されましたが、物価高騰の影響などにより引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

借受人のなかには償還免除等の手続きが行えていない人や、支援が必要な状態であっても自立支援相談支援機関等の相談窓口につながらない人もおり、こうした人々に支援を届けていくためにも、アウトリーチ※1や支援につなげるためのきっかけづくりが求められています。

本助成では、福島県共同募金会として中央共同募金会と連携しながら、そのような生活にお困りの方への生活相談時に配布するための食料や日用品の整備や、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的な支援を行います。

※1) 積極的に対象者の居る場所に向向って働きかけること。

2 実施主体

社会福祉法人 福島県共同募金会

3 助成事業の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 助成の対象となる団体

- (1) 福島県内において生活困窮者に対する支援活動を行う法人格を有する民間団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有する民間団体）
- (2) 生活困窮者に対する支援活動について、6カ月以上の活動実施を有すること。
- (3) 団体自らが独自の事務局を持っていること。
- (4) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※と密接な関わりがある団体でないこと。

※ 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5 助成内容

(1) 対象事業

新型コロナウイルスによる影響の長期化や物価高騰等により、生活に困窮している方々を対象とする下記の活動を対象とします。

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・生活困窮に関する相談事業（電話代、SNSサービス利用料の通信運搬費等）
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）

(2) 対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。（但し、事業に係る人件費や謝金は対象外です）

- ・消耗品・備品費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等）
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

(3) 助成対象外経費

- ・事業に係る人件費、謝金
- ・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費
（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします）
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
（ただし、経費区分が明確に分けられる場合は助成対象とします）
- ・助成対象期間（令和6年4月～令和7年3月）外の活動に関する経費

(4) 助成額

- ・1件あたりの助成金額は10万円以上、上限額は50万円とします。

(5) その他

- ・各市町村社会福祉協議会が地域歳末助け合い募金を原資として実施を予定している事業についても、本助成事業の趣旨に合致する事業であれば助成の対象とします。

6 助成枠

予算 6 0 0 万円の範囲内で助成します。

7 応募の方法

- ・応募用紙（様式第 1 号）に記入し、必要な書類（応募用紙「添付書類」を参照）を添付のうえ郵送してください。

※ 応募用紙等は、福島県共同募金会のホームページよりダウンロードできます。

【福島県共同募金会ホームページ】

アドレス <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>

- ・応募期間

令和 6 年 5 月 2 3 日（木） ～ 令和 6 年 6 月 2 8 日（金）

- ・郵送先・問合せ先

〒960-8141

福島市渡利字七社宮 1 1 1 番地 福島県総合福祉センター内

社会福祉法人 福島県共同募金会

TEL : 024-522-0822 FAX:024-528-1234

E-mail : akaihane@axel.ocn.ne.jp

8 助成の決定

- ・本会事務局において事業の緊急性・有効性等に配慮しながら申請内容を審査し、機動的・弾力的に助成を決定します。
- ・審査の結果、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。
- ・決定内容については本会配分委員会に報告します。

9 事業の実施・完了

- ・助成を受けて行う事業は、令和 6 年度内（令和 7 年 3 月 3 1 日までに）実施・完了してください。
- ・事業終了後 1 か月以内に実施内容や収支状況等について所定の様式により報告してください。

10 助成決定後のお願い

本助成事業は、県内外の寄付者の皆様、企業の皆様、関係機関・団体の皆様の御協力により寄せられた募金・寄附金を原資として行われます。お寄せ頂いた浄財がどのような活動に

活用されたのか寄付者の皆様にご報告するとともに、福祉課題や活動の現状についての理解の輪を広げていく必要があります。そのため次のことをお願いいたします。

(1) 助成の明示

助成を受けて行う事業が「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを必ず明示してください。

【明示の例】

- ・開催要領、実施要領などに記載
- ・ポスター、パンフレット、資料などに記載
- ・会報、機関紙などに記載
- ・備品購入の場合、共同募金指定のマーク（シール）を添付・・・等

(2) ホームページや SNS、会報誌等での活動内容・成果の発信

助成を受けて行う事業の活動内容・成果について、団体のホームページや SNS、会報誌等で発信してください。

(3) ありがとうメッセージの提出

募金をお寄せいただいた皆様、寄付者の皆様に、募金・寄附金の使途や活動の様子をわかりやすくお知らせながら感謝をお伝えし、福祉課題や活動への理解と関心の輪を広げていくために、活動報告の際には「“ありがとう”メッセージ」必ず提出してください。

(4) 活動の様子がわかる写真の提出

募金をお寄せいただいた皆様、寄付者の皆様に、募金・寄附金の使途や活動の様子をわかりやすくお知らせするために、活動の写真をご提出ください。

提出された写真は本会広報誌、ホームページ、赤い羽根データベースはねっと等で公開されます。

1 1 助成に関する調査

助成を受けた事業の実施内容や収支状況について、必要に応じて調査（現地調査、関係書類の提出など）を行います。